

12月 7日 午後 1時20分より

場所 教育長室

県教組は、11月27日夕、勤務時間外の安保改訂反対統一行動に参加した者の調査について、教職員の処分について、その他について質問をした。

県教委はこれに対し、

a, 11月27日夕の安保改訂反対統一行動については、市町村教育委員会に対し参加者氏名の報告を求めたことはない。

b, 教職員の処分については、それぞれ違法行為のうたがいある問題については、目下調査中である。

旨答えた。

12月28日 午前11時10分より

場所 教育長室

当日、会津若松市及び飯坂町で行われた中学校教育課程研究協議会妨害及び9・8統一行動等に違法に参加した教職員に対する処分が発表された。

県教組は、本日処分発表を行なうか。撤回とは言わないが処分の理由とはなにか。早急に教育委員を集め話し合いに応ぜよ。応ぜられない場合には、いかなることがあっても責任はもてない。教育委員が明日集まても、われわれは軟禁や監禁の意志はない。すみやかに集めるよう強く要求した。

そこで県教委はそれに応ずることとして、明日、教育委員と県教組との話し合いを持つことにした。

12月29日 午後 2時13分～30日午前 6時15分

場所 教育委員会室

詳細は教育時報第7号に掲載したところであるので、その要点をのべる。

組合は処分の経緯、内申の方法、処分の理由、有給休暇の取消し等について説明を求めた。

県教委は、それらについて説明したが組合側は、事実の認識にくいちがいがあると主張した。そこで県教委では、組合側が新らたな資料があるなら文書で提示すれば文書で解答すると答え、一応妥結した。

1月25日 午後 1時15分より

場所 教育委員会室

県教組は、前の約束どおり、新らたな資料を提示したが、文書で提示したものが1件、口頭のものが1件だけであって争議行為に参加した場合の有給休暇取消し及び処分の理由等に質問を集中させた。

午後11時 5分県教委側は夕食のため休憩を宣して退室しようとしたが軟禁状態となった。しかし、ようやく退室し、午前 0時45分再会となった。

組合側はさらに処分の理由を聞いたが、県教委側は処分理由書のとおりであることを主張した。組合側は依然として、くりかえしに終始した。県教委は、再三、前の約束どおり文書で解答することを主張したが進歩しないので、26日午前 1時27分交渉打切りを宣した。

組合側は入口を封鎖し、軟禁したので、教委側はそ

の不法をなじり脱出しようとしたが進むことができないので約1時間15分もそのままの状態ですごすことになった。

しかし、県教委側は午前 2時43分 交渉打切りを宣言し、ようやく終ることになった。

3月10日 午後 4時50分より

場所 教育長室

組合側は

a, へき地との人事交流を円滑に願いたい。
b, 組合専従者の現場復帰を円滑に取り計らっていたい。

c, 県教組定期大会出席者を義務免にしていただきたい。

d, その他 4件

を陳情した。

以上の経過であったが、特に本年度は中学校教育課程研究協議会阻止行動、9・8統一行動、及びそれに伴う処分についての交渉がやまとなっていたように見受けられた。

F 広報活動

昭和34年 6月変転する教育状勢に応じて、その解説及びニュースを速報的に県民、特に教育関係者に配布することとした。これにより、県下の教育上の諸問題をできるだけ正確に迅速に広報することができるようになった。

従来、県下の教育問題については、県教育委員会の立場からの広報はほとんど行なわれなく、特に組合との問題については、組合側の一方的な宣伝に終始した感があった。しかし、教育時報の発行によって、県下各学校、関係機関、その他に配布されることになったから、教育上の問題についての真相はあまねく伝えることができるようになった。

教育時報は、34年度内に第9号まで発行され、その記事への信頼はますます高められていった。これは、教育時報の記事が

◎事実をありのままに正確に記述すること。

すなわち、特定のイデオロギーとか、主観的な見方とか、公式的な考え方などせずに、よくもわかるくもありのままを記述する方針をとった。

◎事務局各課の頭脳を集中し、各種の資料、情報、学説、解説等について客観的にして、しかも妥当性のある記事としたこと。

単なる感想や推測や、飛躍的であってしかも「…に連る。」とか「……に結びつく。」というような非論理的な記述は全く排することにした。

◎教育上、県民一般、特に教育関係者に直接関係あるものを記述すること。

等の方針によったためと思われる。これにより、従来の月報、県政広報とともに、一応の広報の態勢を確立するにいたった。